

## 令和3年第3回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和3年6月2日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	9番	川上要一君
10番	阿久津武之君	11番	小川洋一君
12番	鈴木繁君		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	加藤啓子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	薄井和夫君

子育て支援課長	板橋文子君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	藤浪京子君	生涯学習課長	小松重隆君

---

**職務のため議場に参加した者の職氏名**

事務局長	笠井真一	書記	佐藤武
総務課長補佐	橋本秀一		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回那珂川町議会定例会を開会します。

---

◎開議の宣告

○議長（鈴木 繁君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、大金 清議員及び3番、川俣 義雅議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から4日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から4日までの3日間とすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、請願、陳情の取扱いについてですが、今期定例会前の所定の日までに請願及び陳情等の提出はございませんでした。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

4月6日から10日間、春の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されまして、議員各位にも朝夕の街頭監視活動にご協力をいただきました。

4月24日、健康管理センターにおいて新型コロナウイルスワクチン接種のシミュレーションを見学いたしました。

問題点や改善する点などが見え、町医師会の方々などのご協力により、町民に安全かつ円滑に接種できる体制ができたことと思います。

現在はスムーズな接種が実施されており、執行部には感謝申し上げます。

次に、南那須地区広域行政事務組合議会についてですが、南那須地区広域行政事務組合議会臨時会が3月25日と4月7日に招集されましたので、その内容について報告いたします。

3月25日の臨時会は、南那須地区広域行政事務組合監査委員の選任同意についてが上程され、那須烏山市の瀧田晴夫氏が選任されました。

4月7日の臨時会は、福井県敦賀市が汚染対策費として搬入元の南那須地区広域行政事務組合に支払いを求めた訴訟の地裁判決を不服として、名古屋高裁へ控訴するための補正予算など、関連議案2件を原案どおり可決いたしました。

次に、栃木県町村議会議長会について報告いたします。

5月27日、正副会長会議が宇都宮市で開催され、令和3年度第1回議長会議、研修会について、また役員選挙について内容を協議いたしました。

最後に、3月定例会以降、議長への報告のあった各委員会の開催状況について報告いたします。

教育民生常任委員会は、3月26日、4月22日の2回、委員会を開催しました。

議会広報特別委員会については、議会だより第63号の編集等のために3回開催され、5月10日に発行されました。

議会運営委員会については、高校生との意見交換会に関してや定例会の運営協議のため、3回開催しました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

---

## ◎行政報告

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、改めましておはようございます。

令和3年第3回定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスについては、変異株が増え、第4波と言われております。

栃木県内においても、警戒レベルが引き続き嚴重警戒の状態であり、町民の皆様におかれましては、日々、感染予防にご協力いただいているところでございます。

那珂川町においては、4月以降、クラスターが発生するなど、急激に感染者数が増加いたしました。その後、それ以降の感染拡大は見られませんが、町民の皆様には引き続き感染予防対策の徹底をお願いいたします。

このような中、那珂川町においてもワクチン接種が5月9日から始まりました。

那珂川町においては、予約時の混乱を避けるため、高齢の方から順に予約開始日を設定し、予約を受け付けたため、特に大きな混乱はありませんでした。

そして、5月30日からは2回目の接種も始まり、明日3日からは75歳未満の高齢者の方の予約を順次始めていく予定であります。

また、栃木県においては、先頃、政府が7月末の完了を目指す高齢者向け接種を加速させるため、市町への支援策として、宇都宮市のとちぎ健康の森に大規模接種会場を開設すること、医療従事者確保の支援をすることなどの方針を示したところであります。

現在、新型コロナウイルス感染症の全国的な再拡大や変異株感染の急増に、多くの方が不安や心配を感じておられると思います。

ワクチン接種を希望する全ての町民の皆様が安心して接種できるよう努めるとともに、関係機関と連携しながら必要とされる情報の小まめな発信に努めるなど、安心と安全の確保に向けた対策を取ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、このワクチン接種に際して、町医師団をはじめ看護師や在宅保健師の方々など、多くの方のご協力をいただいておりますこと、改めて感謝を申し上げます。

それでは、3月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

先ほども申し上げました新型コロナウイルス感染症関連につきましては、対策本部会議を3月8日以降、計8回開催し、4月16日からと30日からは、感染に関する注意喚起の町長メッセージを町ケーブルテレビや屋外拡声装置を通じて町民の皆様にお届けをいたしました。

また、4月24日、健康管理センターにおいてワクチン接種のシミュレーションを実施し、5月9日には、85歳以上の高齢者を対象としたワクチン接種を開始いたしました。

3月26日及び5月24日には、栃木県市町村長会議が開催されました。

この会議では、新型コロナウイルス感染症についての国の方針に伴う栃木県の対応などについて、市町に説明がありました。

3月28日には、オリンピック・パラリンピックの聖火リレーで、谷川の箱石シツイさんがあいにくの雨天にもかかわらず、聖火をつなぐという大役を無事果たされました。箱石さんは、昨年聖火リレーが中止となってから、使命感と緊張感を持ち続けてトレーニングを続けられ、笑顔で偉業を達成されました。

4月6日から15日までの春の交通安全運動期間における街頭指導においては、議員の皆様や交通安全協会の皆様などのご協力により、町民の皆様に安全運転をアピールすることができました。

おかげさまをもちまして、現在継続しております町の死亡事故ゼロの日数は1,500日を超

えたところでございます。

4月16日、那珂川町戦没者・消防殉職者合同追悼式執行委員会が開催され、本年度の合同追悼式についても、新型コロナウイルス感染防止の観点から、やむを得ず中止とすることが決定しました。

式が中止となり非常に残念ではありますが、この場をお借りいたしまして戦没者1,037柱並びに消防業務において殉職された3名に対しまして、町民を代表し、追悼の意を表させていただきます。

4月21日、那珂川町農産物等加工販売推進協議会の設立準備会が開催されました。

農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の維持の困難や作付面積減少などの解消のため、持続可能な農業の推進を図ることを目的としております。

具体的な事業については、今後協議会を中心に検討されるところであり、町農業の振興や魅力発掘に大きな期待を寄せているところであります。

4月22日、那珂川町行政区長連絡協議会総会が役場会議室で開催されました。

行政運営において、町と各行政区をつなぐ要として、行政区長の方々にはお骨折りをお願いしております。

4月23日、株式会社ミットヨ、沼田社長が来庁され、ゆばの町ブランド認定に併せ、精密計測器、デジタルノギスの寄贈がありました。

4月24日、日光市、大嶋市長の市民葬が今市文化会館で営まれました。

病と闘いながらも、最後まで市民のために力を尽くした大嶋市長の功績と強い意志に敬意を表するとともに、ご冥福をお祈りいたします。

5月10日、長年にわたる消防団活動の功績により、健武在住の荒井 諭氏に藍綬褒章の伝達を行いました。

荒井氏は、昭和56年に旧馬頭町消防団に入団され、現在、那珂川町消防団長として10年以上、団の陣頭指揮に当たっておられます。

5月24日、那須塩原市の渡辺副市長が、那須塩原市内で大規模発生した豚熱の防疫措置への協力お礼にて来庁されました。

那珂川町においても、職員が同市の防疫措置作業に協力するとともに、本町の飼養衛生についても適切に管理できるよう、対応を整理したところでございます。

5月31日、馬頭在住の石川周一氏の瑞宝双光章の伝達式がありました。

石川氏は、昭和49年より旧小川町薬利小学校をはじめとして管内小・中学校に勤務され、

37年間、教育者として長年ご活躍され、多大な功績を上げられました。

終わりに、本定例会には、報告事項3件、承認事項6件、議案では、人事案件20件の外、条例の改正4件、補正予算1件、契約の締結4件の計29議案を提出しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（鈴木 繁君） 以上で行政報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（鈴木 繁君） 日程第5、一般質問を行います。

---

### ◇ 大 金 清 君

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員の質問を許可します。

2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 改めて、おはようございます。公明党の大金 清です。

去る5月19日に、公明党として新型コロナウイルスワクチン接種に関する緊急要望書を7項目にわたり町長に提出させていただきました。町民の皆様の安全・安心な観点から、早急に対応できるようお願いを申し上げます。

ワクチン接種が、5月9日から本格的に85歳以上の方より始まり、現状において順調に進行していることと思います。私は、昨日ワクチン接種会場を視察させていただき、円滑に実施されていることを確認し、安心したところでございます。

ワクチン接種は、コロナ感染症の終息の切り札であるとも言われており、国の最重要事業であります。ワクチン接種は、16歳以上の方が希望により接種ができることから、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

コロナ感染症の予防対策は、まずは「うつさない」、「うつらない」を基本に、3密回避に皆さんとともに努めてまいりたいと思います。そして、一日も早い終息を願っているところでございます。

それでは、通告書に基づき、1項目について質問いたします。誠実な答弁をご期待をいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の現状と感染症の対策について、細目12点について伺います。

1点目、町内の医療従事者の方々のワクチン接種は全員終了しているか伺います。

2点目、現在までに何人の方がワクチン接種を受けているかを伺います。

3点目、ワクチン接種体制と接種会場での問題点はなかったか伺います。

4点目、ワクチン接種会場において、体調不良で接種できなかった人数とその理由について伺います。

5点目、ワクチン接種後、副反応の症状が出た人数とその対応策について伺います。

6点目、ワクチン接種は、優先的に高齢者を年齢別に実施しておりますが、今後、障がい者や介護施設関係者等に優先的にワクチン接種を実施する考えがあるか伺います。

7点目、町にワクチン接種後の後遺症相談窓口を設置してはどうか伺います。

8点目、歯科医師によるワクチン接種の実施が国の特例により承認されましたが、町の対応について伺います。

9点目、PCR検査や抗体検査を実施した人数を町では把握しているか伺います。

10点目、コロナ感染症防止のための町民にPCR検査や抗体検査を実施する考えがあるか伺います。

11点目、コロナ感染症に対する差別や誹謗中傷の状況について伺います。

12点目、コロナ禍にあって、差別や誹謗中傷に対する町の対応策について伺います。

以上、12点について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 新型コロナウイルスワクチン接種の現状と感染症の対応策についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の町内の状況、そしてワクチン接種の状況については、先ほどの行政報告で申し上げたとおりでございますが、ワクチン接種後についても、町民一人一人の感染予防を強くお願いしたいと思っております。

それでは、私からは、10点目と11点目、12点目についてお答えします。

まず、10点目、町民へのPCR検査、抗体検査の実施についてですが、今後、ワクチンを

接種した方が増加してくれば、発症防止や重篤化防止の効果が表れてくると期待されますので、町民の皆様を新型コロナウイルスの脅威から守るため、まずはワクチン接種を第一にと考えております。

町民に対するPCR検査、抗体検査の実施については、必要性があれば今後検討していきたいと考えております。

次に、11点目、感染者に対する差別や誹謗中傷の状況について、また、12点目、差別や誹謗中傷に関わる町の対応についてですが、町内においてそういった事案は確認しておりません。

しかし、いかなる場合であっても、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別、偏見、誹謗中傷、いじめ等は決して許されるものではありません。町では、これらのいわゆるコロナ差別の防止や廃絶について、ホームページなどにより広報を行っているほか、国の設置した人権110番など、相談窓口の案内を行っております。

また、町ケーブルテレビを通じて、私から町民の皆様や事業者に向けて感染防止対策などを放送しましたが、感染した方の人権への配慮についてもお願いしております。

以上であります。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させます。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） それでは、新型コロナウイルスワクチン接種の現状と感染症の対応策についてのご質問にお答えします。

まず、1点目、町内医療従事者の接種状況についてですが、医療従事者への接種は県が主体となって実施しております。町内の医療従事者については、5月上旬頃までに2回目の接種が終了していると確認しております。

2点目、ワクチン接種済み人数についてですが、5月末現在で、集団接種の会場で1,370人、高齢者施設での接種が233人、合計1,603人が接種されています。このうち、2回目の接種が終了した方は100人となっております。

3点目、ワクチン接種体制と接種会場での問題についてですが、体制については、町医師団など関係機関の協力によりまして、必要な人員が確保されております。会場につきましては、健康管理センターとすこやか共生館を利用しておりますが、接種開始当初は、接種後の経過観察中に接種を終えた方同士が密になるといったことがありましたので、スペースを広げること、それから椅子の配置を変えることなどで対応しております。

4点目、接種会場で接種できなかった人数と理由についてですが、現時点で、接種会場に来ていただいた方の中で、発熱等の体調不良により接種できなかった方はありませんでした。

5点目、接種による副反応の発症者数と対応策についてですが、接種会場において副反応と思われる症状が出た方は3名です。会場にいた医師の診察を受け、いずれの方も症状が軽いことから、少し休まれた後、そのままお帰りいただいております。副反応の症状が出た場合には、かかりつけの医療機関により適切な処置をしていただくこととなっておりますが、現時点で、医療機関から副反応の症状により来院された方の報告は受けておりません。

6点目、障がい者や介護施設職員等への優先接種についてですが、接種順位については、国の示す基準のとおり、65歳以上の高齢者、高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方、それ以外の方という順番で実施することとしております。

7点目、ワクチン接種後の後遺症相談窓口についてですが、国の相談窓口や県が24時間開設している相談センターを案内しておりますので、町として専用の相談窓口を設置する考えはございません。

8点目、歯科医師によるワクチン接種についてですが、今後のワクチンの供給やワクチン接種の進行状況にもよりますが、必要がある場合には町医師団などと協議していきたいと考えております。

9点目、PCR検査、抗体検査の実施人数ですが、PCR検査等については、新型コロナウイルス感染症と疑われる症状がある方、濃厚接触者に対して行われるほか、個人でも対応している医療機関等で検査を受けられますので、町において検査を受けた人数を把握することは不可能な状況となっております。

また、栃木県では、検査件数の集計結果を公表していますが、市町別の検査件数は情報提供されていないため、町では件数を把握しておりません。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

[2番 大金 清君登壇]

○2番（大金 清君） 再質問に入ります。

1点目の医療従事者の方は、全ての方が接種を完了しているということで、私も安心したところでございます。

2点目、これから本格的にワクチン接種される65歳以上の方を7月中に実施する計画ですね。また、県は、11月までに全県民にワクチン接種を完了する計画目標を立てておりますが、

町は実施できるのか、その点について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 65歳以上の方の7月中の接種につきましては、完了するということを目標としまして、接種する回数を土曜日を追加したり、それから1回に接種していただく医師の数を2人から3人に増やしたりということで、接種できる人数を増やしておりますので、7月中の対応は何とか可能なのではないかと考えております。

それから、11月を県として目指すということですが、県としてはそういう方向でいきたいということですが、町としてそこまでできるかどうかということは、現時点ではちょっと不透明な状況です。なるべく早く接種したいとは考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 県の言っていることで、町のやることはまた違いますのであれですが、計画どおりに実施できるよう願っています。また、医療機関関係、また携わっている方に対しては、本当にお世話になっております。

3点目に移ります。

今後のワクチン接種体制について、個別接種や訪問接種の考えはあるか。また、単独で会場までに来られない人のために、交通手段としてタクシー等利用できるかどうか、それについて伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 個別の病院での接種につきましては、現在、医師団と協議中でありまして、それはできるかどうか、今、検討しているところであります。ファイザー製のワクチンが、低温での保存期間が延びる見込みがあるものですから、そういったこともやりやすくなるのではないかと考えております。

それから、訪問につきましては、ちょっと接種効率等、ちょっと難しいところがありまして、後は交通手段につきましては、平日につきましては、デマンドタクシーを利用して来ていただく形で、後は日曜日、これから今後土曜日にも開始しますが、休日につきましては、家族の方の送迎ということで、現時点でもご家族に送迎されて来ている状況ですので、そういった形で対応したいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） できれば、タクシー利用をお願いしたいなと思っております。

ワクチン接種率を上げることによって、集団免疫をつくることができます。

前回、私もSDGsということで一般質問をさせていただきましたけれども、その理念に基づきますと、誰一人置き去りにしない考え方を基本に、障がい者や弱者の個別接種や訪問接種並びにタクシー等の活用を重要と考えておりますが、もう一度建設的な意見をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 議員おっしゃいますとおり、接種率を少しでも上げたいということで、それが感染症の予防に重要なことだということは、私どもでも認識しております。接種率を少しでも上げるためには、会場のほうで今、例えば100人で受け入れている場合を120人に増やすとか、150人に増やすとか、そういった形でやっていくのが、率を上げるという面では一番効率的と言っては何ですが、現時点では一番重要なこと、必要なことと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 3月の定例議会の質問の中でも、現在65歳以上が4,300人という中で、今、実施された方が1,603人ということですので、順調に進んでいるかなと思いますが、やはり一番大事なのは、接種率、前回64%という話ありました。でも、それをやはり70%、80%にしていくために、どういった方法を考えているか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 現時点での接種率なんですが、既に現在受けている方々では75%は達成しておりますので、このまま増えていけば、80%、それからもしかすると80%を超えるかもしれないというふうな形で、今現在の高齢者の部分については、そういった形で進んでいるような状況です。

また、これが64歳以下の方になると、そこまで接種率が上がるかどうかというのは、ちょっとまだ分からないところなんですが、現時点では、高齢者についてはかなり高い接種率という状況になっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 接種率を上げることによって集団免疫ができる、これは終息に一番つながるといふことだと思ふます。そういった意味では、前向きな接種率を上げていっていただきたいなと思つております。

4点目に入ります。

体調不良で接種できなかつた方のその後の予約等の対応、またキャンセルになつたワクチン等の有効活用について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 体調不良でできなかつたという方はちょっといらつしやいませるので、それは大丈夫なんです、キャンセルになつた場合は、もう一度予約をし直していただいて、また次の日程という形で対応していただいております。それから、キャンセルで余りが出た場合につきましては、会場で接種業務に携わつています看護師ですとか保健師ですとか、それからその他の職員に接種するということで、1本も無駄がないようにというふうな形で行つております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 誰にでも分かりやすい丁寧な説明を、またそういった配慮をお願いしたいと思ふます。あと、キャンセルにおきましては、今言われたように有効的に使うということでもありますので、これからもよろしく願ひいたします。

5点目、ワクチン接種後の副反応については、皆さん、一番心配していることと思ふます。特にアナフィラキシーショック等の副反応報道がなされている中でございますので、ワクチン副反応と安全性の情報、正しい情報を発信していただきたいとこのように思つていますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） アナフィラキシーショック等、接種後の対応につきましては、口頭で詳しく説明している時間というのがなかなかないものですから、接種後に配ります次回の予約した紙の裏面に、アナフィラキシーショックが起きたときにどういったところに相

談すればいいとか、相談窓口などを紹介したり、後は接種会場に紙でそのアナフィラキシーショックについて、それからその相談窓口とかそういったものは、来られた方が分かる、よく分かるような形で対応しております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） ワクチンの副反応とか安全性とかということについては、やっぱり新しい情報が町民の方は欲しいわけです。このことについては、命にも関わることもございますので、やっぱり先行して徹底的にやっていただきたいなと、情報をいただきたいなと思っております。

6点目、今後のワクチン接種の優先順位について、大変な難しい場面も多々あると思えますけれども、町民の皆様にご理解とご協力をいただけるようなワクチン接種計画の明確化や透明化をぜひともお願いしたいと思えます。

また、ワクチン接種の明確については、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

7点目、これからのワクチン接種反応の結果の状況を踏まえて、後遺症の相談窓口、設置する考えがあるか、再度伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 相談窓口という形ではないんですが、健康福祉課に問い合わせいただければ、簡単なことは対応できますし、それから専門の相談窓口の電話番号ですとか、そういったことも紹介できますんで、そういった形の対応は今では行える形にはなっております。具体的には、後遺症とか副反応で相談があったというケースはちょっとなかったと思うんですが、万一あったときには対応できるようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 先駆けての対応策をよろしくお願ひいたします。

8点目に入ります。

ワクチン接種の国の考えでは、歯科医師のほか、これから臨床検査技師や救急救命士にも特例により承認される予定となっておりますが、これからの町の対応についてお伺ひいたします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） ワクチンを打ってくださる方につきましては、現在の町内の医師の方、医師団などと調整しまして、町内の医者の方から紹介していただいて増やしてきて、3人体制にしてきたという状況になっております。それ以上に必要になるとか、そういったことがあった場合には、医師団のほうと相談してどういう対応をするか、その辺は検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） ワクチン接種の特例承認される予定の方々の人数を町では把握しているか、その点伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 人数については、正確なところは把握してございません。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 今後のこともございますので、把握をお願いいたします。

町へのワクチンの配分数によりますが、予定よりも数が多くワクチンが配分が来た場合、集団免疫の観点から、特別承認される先生方にワクチン接種をお願いする考えをお願いしたいと思いますが、再度伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） それにつきましては、やはり接種のほうは、町の医師団の先生方と相談しながら行っているものですから、町医師団の先生と相談して、どういうふうにするか対応を検討したいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） ワクチン接種体制の強化とあらゆる手段を活用して、一日も早いワクチン接種を完了することに努めていただきたいと思います。

9点目についてですが、9点目はコロナ検査等について確認できるような接種、コロナの検査の人数、定期的に人数を確認するよう要望いたします。

10点目、コロナ感染症対策として、PCR検査や抗体検査を有効と考えます。町としてコロナ検査に伴う助成金等を考えてはどうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 現時点では、町としましては、PCR検査等につきましては、無差別に検査を実施するのではなくて、あくまでも必要性が生じたときには検査を実施するというふうな考えで、県としましては、濃厚接触者等が出た場合には県のほうで検査いたしますが、町としてそういった無差別に検査するという考え方はなくて、実施するとしまして、そういった必要性が生じた場合には、実施について検討していく考えでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 集団感染ということで、クラスターが起きないように予防対策としては、PCR検査や抗体検査、本当であれば実施していただきたい、これは要望でございます。

11点目、コロナ禍にあって、児童生徒の学校生活、環境の状況について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） コロナ禍におきまして、児童生徒の誹謗中傷等の状況でございますが、学校からそのような報告は受けておりません。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） コロナ禍の感染症に伴い、やはり児童生徒へ、先生方においても学校生活も、やっぱり家庭生活環境が一変し、ストレスが度重なっている状況であります。児童生徒の心のケア、あとSOSも発信される、それをできる環境整備の考え方、どういうことがあるかちょっとお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問についてお答えいたします。

児童生徒の心のケア等についてでございますが、児童生徒に対して教育相談やアンケートなどを実施いたしまして、心や体の健康状態を把握しまして、一人一人に寄り添った支援を行っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 常日頃、福島町長は「子供は町の宝」だと宣言しております。私も同感であります。

コロナ禍にあって、小・中学校の授業もハイブリッド化され、一変していく傾向にあります。子供たちの負担もストレスもかかってまいります。学校生活の安全・安心のために、環境づくりをどう整えていくのか、この1点をお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） ただいまのコロナ禍における学校の状況、それから学習のハイブリッド化というようなご質問をいただきました。

先頃、学校でクラスターが発生したということで、先日ご報告をさせていただいたところでございます。

ハイブリッド化というのは、GIGAスクール構想の1人1台端末を使ってのオンライン教育と、それから学校での日常の対面の学習と、これを両立させるというような意味合いがあるかなというふうに思っております。

今、1人1台端末を家庭に持ち帰って、それを家庭で学習の状況ができるような、そういうシステムをつくっているところでございます。その準備をしているという状況にあります。まだ家庭のほうには持ち帰れてはおりませんが、各学校では授業でいよいよ使い始めているといったような現状があります。

ご指摘のように、これは早急に対応できるように、教育委員会と学校、連携して対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 子供たちの未来のためによりしくお願いいたします。

12点目、馬頭高校では、シトラスリボンプロジェクトを早々に立ち上げ、那珂川町へもシトラスリボンのストラップを寄贈していただきました。本当に心から感謝申し上げたいと思います。

また、これは下野新聞記事にも取り上げられていました。この運動は、コロナ禍にあって、差別、偏見をなくすために始まった運動です。町の議員も賛同しているところでございます。

シトラスリボン運動について、町はどんな活動展開をしていくのかお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） シトラスリボンにつきましては、馬頭高校から寄贈を受けたりということ、あと町の職員なども作ってということ、私も現在つけておりますが、こちらにも誹謗中傷を防ぐという意味で重要なことでもありますので、関係機関等にこちらのほう広報ということで、いろんなところに置いたりということ、後はホームページを使ったりとか、いろいろな方法で広報していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） ワクチン接種は、我が国の最重要な大事業であります。国民の暮らしを守る、何よりも命と健康を守ることが最重要であります。ワクチン接種が計画どおり円滑に実施されるよう、町民の願いでもあります。大事なことは、町民一人一人に寄り添いながら、分かりやすい丁寧な情報提供し、安全で安心できるワクチン接種を実施することだと思います。先ほどもSDGs、持続可能な開発目標の理念である「誰一人取り残さない」、これだと思います。町長の考えを一言お願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） まさにそのとおりでありまして、今、高齢者に対しましてワクチン接種を行っているところでございますが、基礎疾患を持っている方とか、そういう方もしっかりとサポートして、早めにやっていただく、こんな考えでおります。

それから、65歳以上が終わって、若年層、64歳以下にいずれなってきますけれども、そうなったときに、私は元気だからいいんだという方が出てきてしまう、こんな危惧もしております。できれば、その元気な人にもたくさんワクチンを接種していただきたい、こんなふうにも考えておりますので、その時点が来ましたらいろんな啓発活動もしてまいりたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） ありがとうございます。

ワクチン接種により、コロナ感染症が終息に向かっていくことは間違いのないと思っておりますが、これから65歳以上の高齢者、7月までにできるように、また県でも11月までに実

施するというごこともございますので、ひとつそれに向けて町も努力していただきたいと思  
います。

コロナの感染拡大を防ぐために、集団免疫が必要不可欠だと思います。それにはワクチン  
接種率を高める必要があります。一人でも多くの方に接種できるよう、喚起を促していただ  
きたいと思ひます。

国の方針により、12歳以上の方もワクチン接種ができる運びとなりました。本当によいこ  
とだと思ひます。ワクチン接種に向けて準備も大変なことと思ひます。円滑で迅速な対応を  
願ひします。

最後に、ワクチン接種を実施する医療機関の皆様、担当される皆様、携わってくださる全  
ての皆様へ感謝を申し上げまして、公明党、大金 清の一般質問を終わります。ありがとう  
ございました。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時20分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

---

◇ 福 田 浩 二 君

○議長（鈴木 繁君） 1番、福田浩二議員の質問を許可します。

1番、福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 改めまして、皆様、おはようございます。

当町においても、先月よりコロナワクチンを接種することができるようになりました。ま  
だまだ始まったばかりですが、それでも2回目の接種を受けたという方が増えてきておりま

す。もう少しの辛抱だと思います。改めて、うがい、手洗いを励行し、3密を避け、不要不急の外出を控えるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

質問は2問です。

1番は、福島町長の3期目の出馬について。

2番は、八溝ししまるの現状と展望についてです。

1、福島町長は、平成25年11月に町長として就任され、1期目を経て、2期目の任期の満了を迎えようとしております。

平成18年11月より那珂川町総合振興計画「豊かな自然と文化にはぐくまれ やさしさと活力に満ちたまちづくり」に始まり、平成28年度より第2次那珂川町総合振興計画「人・もの・自然が融和し みんなで手を取り合い 元気を生み出すまち」を町の将来像と定め、これまで各種の施策を推し進めてまいりました。

まだ、第2次那珂川町総合振興計画が道途中という段階ですが、5か月後に任期満了を迎えるに当たり、2つの点について伺いたします。

(1) 1期、2期を通じての成果と反省点について伺います。

(2) 3期目の出馬の意思を伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 私の3期目出馬についてのご質問にお答えします。

まず、1点目、1期、2期を通じての成果と反省点についてですが、平成25年11月、私が那珂川町長の重責を担わせていただいてから、早いもので7年の月日が経過し、2期目の任期も残りあと僅かとなりました。

町長に就任して以来、世の中は平成23年の東日本大震災からの復興とともに歩みながら、異常気象による大規模災害の多発や昨年からは世界的感染症の発生など、社会全体が大きなうねりの中で、かつてない自然災害の連続でありました。

このような中で町長の職責を果たしてこられましたのは、まさに町議会をはじめ町民の皆様からのご協力があったからこそであり、心から感謝をいたします。

私は、6つの取り組みを掲げ、課題解決に、鋭意取り組んでまいりました。

その取組として、まず1つ目は、地域の力を育み、生かすための支援であります。

地域で行う見守りや生活支援の取組、あるいは地域を活性化するやる気、本気を積極的に支援してまいりました。

地域活性化の面では、民間主導の那珂川元気プロジェクトにより、交流人口の増加を狙ったなかがわ元気フェスタを継続して開催いたしました。

地域コミュニティの面では、昨年度において、地域での助け合いにより防災活動を行う、那珂川町で初めての地区防災計画が行政区主導で策定できました。今後、多発、激甚化する自然災害に対応するため、各地区にもこの取組を広め、地区防災力やお互いに助け合う互助としてコミュニティのつながりを強化していきたいと考えております。

次に、2つ目に、効率的な行財政基盤の確立です。

東日本大震災を機に、被災した庁舎の損壊に伴い、合併当時の懸案事項でもありました新庁舎建設を進め、防災機能や省エネ、環境にも配慮した庁舎は、今では町のシンボルとして、町民の皆様にもなれ親しんでいただいていることと思います。

次に、3つ目は、都市基盤と生産基盤の整備です。

都市基盤では、町内でのバランスの取れた土地利用とインフラ整備を図り、地域間連絡道路の整備を進めました。

移住定住の促進に関しては、町外からの人口増を図るため、新たになかがわぐらし推進係を設置し、モニターツアーや空き家、空き店舗バンク、田舎暮らし体験ハウスなどで取組の強化を行い、さらに空き家改修、取得に補助金制度を設けました。

農林水産業の振興を図るため、就農者支援やスマート農業を推進し、温泉トラフグのPRやイノシシ肉加工事業、木材需要拡大事業、木の駅プロジェクト、ホンモロコ養殖やアユの放流事業の充実を図りました。

農林水産業の生産性の向上においては、農道や老朽化した水路等の農業基盤の整備を推進しました。

次に、4つ目は、生活環境の保全と基盤整備です。

環境保全の面からは、第2次那珂川町環境基本計画に基づき、ごみの分別収集の徹底によるごみの資源化、減量化を推進し、生ごみの堆肥化や低炭素まちづくり推進、バイオマス事業支援などの事業に取り組むなど、循環型社会の構築を目指してまいりました。

長年の懸案事項でありました北沢地区の不法投棄物の処理は、県営の産業廃棄物最終処分場として整備が進み、現在の造成工事が終了次第、本体建屋工事に着工し、令和5年の稼働を目指すまでに至りました。

地域振興策としては、和見地区の県道那須黒羽茂木線の改修工事や県営圃場整備事業も実施され、新那珂橋に替わる橋梁の新設についても、粘り強く要望しているところであります。

国県道については、粘り強く要望活動を行い、国道293号、461号についても、通行の安全確保に努めてまいりました。

次に、5つ目は、社会保障基盤の充実です。

若者が働きやすい、子育てに優しい環境づくりを目指すとともに、高齢者や障害をお持ちの方が暮らしやすいよう、福祉の充実に取り組みました。

出生前から結婚までの幅広く、息の長い支援策として育児パッケージ贈呈、不妊治療費等の助成、新婚新生活支援事業などを展開しました。

昨年度に新たな手法で整備し、供用開始いたしました若い世代の定住や移住を推進するための子育て支援住宅、エミナール那珂川は、子育て世代が交流、活動できる子育て支援施設や子供が遊べる広場を併設し、大変好評をいただいているところであります。

健康増進、高齢者福祉の面からは、これまで地域の発展に貢献してこられました高齢者の方が、住み慣れた地域で、心身ともに健康で安心した生活が送れるよう、予防を含めた健康の向上のため、各種健康教室の充実や那珂よし健康ポイント事業を中心とした町民の健康づくりをさらに推進し、福祉相談事業も開始しております。

次に、6つ目は、教育基盤の整備です。

学校教育は、次世代を担う人材育成と豊かな人間形成において大変重要であり、子供たちの健全な成長と教育のための環境の整備が必要です。

学校施設の整備については、各学校の校舎の大規模改修を実施し、あわせてエアコンの整備、トイレの洋式化、照明のLED化などに取り組みました。

文部科学省のGIGAスクール構想は、感染症対策で前倒しとなりましたが、各学校に児童生徒1人1台のパソコンを配備し、それぞれの子供に最適化された学びを提供するための環境を整えました。

学力向上の面からは、認定こども園、小・中学校の学びの連続性を高めるためのハッピースローププランを継続し、特に英語教育については、幼児期からの教育に特に力を入れ、外国語指導のための専任職員を配置し、ALTを増員するなど、さらなる充実を図っております。

また、今現在、新たな脅威として、新型コロナウイルス感染症との闘いが続いています。この未知なる闘いは、私たちの生活や活動を制限し、社会全体に閉塞感をもたらし、図らず

も町民の皆様にも長期の我慢をしていただいているところでございます。

次に、2点目、3期目の出馬の意向についてですが、私は、これらの懸案事項の解決、解消やこれまでの平穏で安心・安全な日常生活を一日も早く取り戻すために、喫緊の対策に全力で立ち向かって、町民の皆様の安全・安心につなげたいと強く思っております。

コロナ後の、あるいはコロナとの共生を考えた場合にあっては、悲観するばかりでなく、将来を見据え、新たな夢に向かって進まなくてはならないと思います。

今、目の前に立ちはだかるこうした課題は、決して行政だけで解決できるものではありません。これまで以上に、町のため、議会の皆様、そして町民の皆様と手を携え、これから迎える新たな時代への道を歩み、切り開いていかなければなりません。

私といたしましては、後援会や支持者の皆様とも相談し、町民の皆様のご支持、ご支援をいただけるのであれば、いま一度初心に立ち返り、これまでの経験、そして築き上げた人脈を最大限に生かしながら、三たび町政を担ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） （1）は了解しました。

（2）の再質問に入ります。

3期目の意向を確認いたしました。3期目の出馬についての意気込みと抱負について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 福田議員の再質問にお答えいたします。

3期目出馬に向けた抱負と意気込みについてですが、まずはコロナの終息です。

昨年12月から、全国で爆発的に感染が拡大しました。その時期になる前に、希望する町民が全員ワクチン接種を受けられるようにしてまいりたいと思っております。

まずは、感染防止策として、先ほど議員もおっしゃいましたように、うがい、手洗い、手や指の消毒、マスクの着用、3密回避と、できる限りの対策を町民皆様をお願いをしたいと思います。

また、道半ばのものや課題はたくさんございます。

新那珂橋に替わる橋ができなければ、那珂川町の震災復興は終わらないとの信念の下に、粘り強く要望活動をしてまいります。

災害関連で、多くの地域に地域防災組織をつくること、ケーブルテレビのデジタル化、さらに安全な処分場建設の要望、公共交通の在り方の検討、子供の教育、子育て支援住宅の受皿整備、地域医療、また地域資源を最大限に活用した事業展開など、数え上げれば切りがございません。

また、来年行われます国体、これは来てくださる選手や関係者の方々を精いっぱいおもてなしをしたいと思います。

そして、何よりも私が一番大事だと思っていること、これは、昨年も今年もこのコロナ禍でなかなかできなかった町民の皆様と膝を交えて話をし、お話を伺うことであります。

これまでの経験と築いてまいりました人脈を生かし、初心に返り、全身全霊で町民の安心・安全、そして福祉の向上に尽くしてまいりたいと思っております。

また、長期にわたるものについては、しっかりと道筋をつけ、次の世代にバトンをつなぎたい、このように考えております。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 福島町政には、地域活性化をはじめとして多くの成果があり、町の将来、進む少子・高齢化、環境問題などで、1歩も2歩も先行く考えで施策や仕組みづくりを行っていただけると感じました。今後の第2次那珂川町総合振興計画の集大成を見せていただけるよう、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

2に入ります。

昨年だったと思いますが、某テレビ番組で、イノシシ肉ではありませんが、他のジビエを扱った料理に関する番組で、ミシュランの三ツ星を取るという物語でしたが、大変好評だったと聞いています。その番組の影響かどうかは分かりませんが、私は毎年、埼玉県秩父にある山深い某神社に行くのですが、その途中で今まで二、三軒しかなかったジビエ料理のお店が、ここのところ増えてきました。

当町においても、イノシシの取扱いは、平成29年度は295頭、30年度は342頭、令和元年は444頭と伺っています。本年度は500頭を予定しているとのことでした。また、イノシシ肉の販売収入もそれなりに、平成29年度は1,075万、30年度は1,319万、元年度は1,630万と増えてきております。しかし、収益となるとまだまだ赤字続きで、平成29年度はマイナス560万、30年度はマイナス509万、令和元年度はマイナス650万となっております。

現在、当町において、「町の特産品」と題してイノシシ肉をPRする看板が点在しており

ます。まさに町を挙げての一大プロジェクトだと思います。そんな中、全国的なコロナ禍で、また近隣においては、豚熱感染が確認され、イノシシ肉を処理、加工している当町においても、多大なる影響を受けていると思います。

それでは、4点伺います。

(1) 令和3年3月5日の茨城新聞で、茨城県議会の議長と副議長が当町のイノシシ肉加工施設に視察においでになったという記事が載っておりました。茨城県では、年間約1万1,400頭のイノシシが捕獲され、処分されているとのことですが、栃木県内のイノシシの捕獲数を教えてください。

また、5月に那須塩原市において、豚熱感染が確認され、養豚農家のダメージは計り知れないところです。大田原市でも、豚熱に感染した野生のイノシシが捕獲され、茨城県の大子町でも、豚熱に感染した野生のイノシシが見つかりました。和見にあるイノシシ肉加工施設は、4月23日の下野新聞で「4月22日から大田原市からのイノシシの受入れを一時停止している」と出ていましたが、現在はどのような状況でしょうか。

(2) イノシシ肉加工施設は和見にあり、平成20年12月に設立し、21年4月に経営を開始したと伺っております。約11年の歳月がたち、使い勝手の悪いところ、電気製品の不具合などがあると思いますが、現状はいかがでしょうか、伺います。

(3) 現在、イノシシ肉加工施設では、6名の会計年度任用職員がおります。内訳は、70代が1名、60代が1名、40代が2名、30代が2名です。イノシシの解体作業は大変な作業であると思いますが、何名の方が1頭を全部解体できるのでしょうか。また、人材育成は行っているのでしょうか。人材育成を行っているとするれば、どのようなことをされているのでしょうか。具体的に教えてください。

(4) イノシシ肉の需要と供給がかみ合うための考え、今後の展望を教えてください。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 八溝ししまるの現状と展望についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、イノシシ肉の受入れの現状についてですが、栃木県内におけるイノシシの捕獲頭数は、令和2年度の速報値で1万138頭、そのうち、那珂川町は428頭であります。

3月12日以降、栃木県内及び茨城県内では、豚熱に感染した野生イノシシが相次いで発見されており、国の指針により、その発見地点を中心とした半径10キロ圏から外部にイノシシ

の個体の移動が制限されております。

イノシシ肉加工施設では、従来から、本町をはじめ大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町及び益子町の6市町を捕獲イノシシの受入れ地域としておりますが、豚熱感染イノシシの搬入防止のため、野生イノシシの豚熱感染が発生した市町及び当該移動制限10キロ圏に含まれる地域からの受入れを停止する措置を講じているところです。

これにより、現在、受入れを停止している地域は、大田原市全域と、町内では大那地、大内、大山田上郷、大山田下郷、盛泉、谷川、健武、小砂、小口及び和見の10地域となっております。

これらの受入れ停止措置については、半径10キロ圏の移動制限解除の時期に関する国の基準がないため、当該措置は当面の間、継続することとしておりますが、解除の時期などについて、現在、栃木県の担当部署と協議しているところです。

次に、2点目、加工施設の現状についてですが、イノシシ肉加工施設は、平成21年4月の運営開始から今年で12年が経過しており、一部の設備機器には老朽化などによる故障などが見られ、その都度、修繕などで対応しております。今後も引き続き設備機器の日頃のメンテナンスなどに努めますとともに、老朽化した設備機器につきましては、計画的な更新を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目、食肉加工職員の育成についてですが、イノシシ肉加工施設は、現在、6名の職員でイノシシの引取り、解体、加工などを行っており、6名全員が全ての作業工程を実施できる状況です。

人材育成につきましては、数年前から30代、40代の比較的若い世代の職員を採用し、イノシシ肉加工施設の開設当初から在籍する職員の技術の継承を進めており、現在では、ベテラン職員と遜色ないレベルの技術を習得しつつあります。また、日々、ベテラン職員も含め、技術の向上に取り組んでいるところです。

その他、今年度はジビエ加工における先進地視察を予定しており、今後も加工施設職員の技術習得や意識改革につなげる機会をつくりたいと考えております。

次に、4点目、今後のイノシシ肉の展望についてですが、首都圏等における商品PRの強化、新たな加工品等の開発により、さらなる販路拡大を図り、売上げ増につなげたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） （1）の再質問に入ります。

今年のイノシシ受入れ予定頭数の500頭を確保できるのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 再質問にお答えをいたします。

今年のイノシシの受入れ頭数を確保できるのかというようなご質問でございますが、イノシシ肉加工施設における受入れ予定頭数については、本年度は500頭を見込んでいるところですが、豚熱の影響だけでなく、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による狩猟者の狩猟活動の鈍化など、様々な影響が考えられます。

町といたしましては、こういった状況の中でも受入れ頭数を確保するため、例年10月から3月までの半年間実施していた土曜日の受入れを今年度は通年で実施しており、今後もイノシシ肉の需要と供給のバランスを保てるよう、努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） （2）の再質問に入ります。

作業場のエアコン、商品保存の冷蔵庫、肉保存の冷凍庫もかなり古くなっていると思います。生のものを扱うところにとって、動かなくなるのは致命的ですが、もし動かなくなった場合、どう対処するのでしょうか。現に最近、2台しかない営業車兼運搬車の1台が故障しましたが、どのように対処したのでしょうか。

また、この運搬車について、ある店舗では、「商品と肉が一緒のところであって、ちょっと不衛生」という声もありました。こんな声は届いているのでしょうか。届いているとしたならば、どういう対処を考えているのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 冷凍庫など設備故障の対応というようなご質問でございますが、主要な設備の故障は、品質管理の面から早急な対応が必要であり、修繕が間に合わない場合は業者から代替機器を調達するなど、業務に支障が生じないよう柔軟に対応したいと考えております。

先月、保冷車1台が故障した際は、修繕完了まで1週間程度かかったところですが、豚熱の対応として受入れ停止措置を行っていることもございまして、残った1台で対応が可能でございました。

また、この保冷庫で捕獲したイノシシと商品を両方運搬することについては、一部の納品先のお客様からご指摘を受けたことがございます。

食品の運搬につきましては、国のガイドラインで、「食品以外の貨物の運搬に使用した車両を使用する場合は、効果的な方法により洗浄、必要に応じて消毒を行うこと」とされております。これを踏まえまして、イノシシ肉加工施設におきましても、保冷庫で商品を運搬する場合は、十分な洗浄、消毒作業を行っているところです。さらに、商品は必ずコンテナやクーラーボックスに入れるなど対処をしておりますので、問題ないと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） イノシシ肉加工施設は2棟あり、1棟は作業所で、もう1棟は休憩所のようなところがありますが、この1棟は、南側壁がなく、ビニールで塞いでいるだけ、夏は暑い、冬は寒い、とても休憩の場所とは思えないが、どのように考えているのでしょうか。

この場所には、加工した肉を乗せる皿も保管場所になっているが、壁がないため、ほこりが入ってしまいます。現に、外にまいてある石灰は粒子が細かいので、車で施設に入ると、帰りに車の中を見ると、粉が入っています。かなり入っています。プラスチックの皿をビニール袋で包んでいるといっても、小さなほこりは入ってしまい、不衛生ではないでしょうか。

また、下屋が短いので、搬送時の積込みに日光や雨が直接当たってしまいますが、加工商品が傷まないでしょうか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、外部保冷庫のある建屋についてのご質問にお答えいたします。

加工施設の東側にあります建屋は、外部冷凍庫の設置と併せて建設したもので、主にコンテナなどの資材を保管しておりますが、空いているスペースで職員が休憩することもございます。職員の休憩所としましては、加工施設内に事務所がありますので、季節によっては事務所内を利用できると考えております。

一方で、当該建屋に保管している食品トレーなどは、それぞれビニールなどで包装されておりますが、福田議員ご指摘のとおり、ほこりが建屋内に入ることもございます。食品トレーを使用する際には、汚れ等がないか、必ず職員がチェックして対処しておりますが、これらを衛生的に保管できるよう、例えば保管庫となるロッカーを準備するなど、対処を早急に

考えていきたいと思います。

また、搬送時の商品の積込みに当たってでございますが、クーラーボックスの使用やコンテナにビニールシートをかけるなど、直接雨などが当たらないよう対処しております。また、積込み作業を素早く行うことで、商品が劣化しないよう工夫しております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） （3）の再質問に入ります。

ジビエ加工における先進地視察を予定しているとおっしゃいましたが、どんなところを予定しているのか、具体的に教えてください。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、先進地視察についてのご質問にお答えをいたします。

ジビエ文化は、東日本より西日本のほうが比較的根づいているようで、加工施設の数も西日本のほうが多い状況でございます。先進地視察に関しましては、本年、本町も加盟しましたジビエ振興自治体連絡協議会において情報収集するなど、行き先を決めたいと考えております。メインといたしましては、やはりイノシシの加工施設を考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） （4）の再質問に入ります。

先日、イノシシ肉加工施設に伺い、イノシシの希少部位はないのでしょうかと尋ねたところ、豚と一緒に、ひれと骨つき肉ぐらいであるとのことでした。いっそのことジビエを増やすという考えはないのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 取り扱うジビエの種類を増やしてはというようなご質問でございますが、現在、イノシシ肉以外のジビエを取り扱うことは、現時点では考えてございません。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 栃木県で捕れるイノシシの数は1万138頭ということですが、9割以上は処分されてしまうのでしょうか。ならば、無駄にしないという観点から、ペットフードにするというのはいかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） イノシシ、内臓等のペットフードへの活用ということですが、イノシシの内臓等のペットフードへの活用については、これまでも幾つかの業者から問合せをいただいたところがございます。現在、解体作業で出る内臓や骨につきましては、産業廃棄物として処分をしているところです。無駄のない活用という点では有効であります。内臓の加工、販売をする場合の放射線量の基準がないため、安全面での課題がございます。町といたしましては、そのような課題が解決された上で、内臓等の活用を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 他店のジビエ料理を食べ歩くというのも、研修の一環ではないでしょうか。もちろんイノシシに限らず、熊、鹿、ハトなどの種類も問わずです。いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 研修の方法でしょうか、そのようなご質問でございますが、研修につきましては、3項目めの再質問で答弁しましたが、議員のおっしゃるとおり、イノシシに限らず、ほかのジビエ料理を口にすることも有効な方法であると考えます。研修の方法はいろいろございますが、加工施設職員のアイデアの創出や発想の転換のきっかけが得られる内容の研修を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 4月21日の下野新聞で、「ジビエ活用拡大へ連携」と題して、自治体協議会がオンラインで設立総会を開いたと出ていました。もちろん当町も参加と書いてありましたが、どのような話し合いになったのでしょうか。また、当町としては何をアピールした

のでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） ジビエ振興自治体連絡協議会、先ほど申し上げましたが、この協議会は、情報の収集、共有化や自治体間の連携強化を図ることでジビエ振興の推進を目的として、一般社団法人ジビエ振興協会の自治体会議が構成する組織でございます。令和2年11月に設立されました。

設立総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、去る4月20日にオンラインで開催されたところでございます。那珂川町は都合により欠席いたしましたが、総会においては、今年度の事業計画や日本ジビエ振興協会との連携などについて協議されたことを確認しております。町といたしましては、当該協議会に加盟していることのメリットを最大限生かせるよう、連携してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） コロナ禍でなければ、発展途上であるイノシシ肉はもっともっと商品開発され、経営戦略が立てられていたと思います。グルメブームはまだまだ続き、グルメの本格志向が求められるようになってきています。そんな中で、捕獲されたイノシシを車から降ろし、一連の流れで作業をし、パック詰めにまでできるような施設、また、会議ができ、研究、開発ができる、もちろん休息が取れる、そんな施設を要望いたします。

これからもジビエの需要は増えてくると思われれます。そんな中で、那珂川町の八溝ししまるがジビエの最先端であるよう、頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終了させていただきます。

○議長（鈴木 繁君） 1番、福田浩二議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時10分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

---

◇ 川 俣 義 雅 君

○議長（鈴木 繁君） 3番、川俣義雅議員の質問を許可します。

3番、川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 川俣義雅です。

2項目質問します。

1項目めは、燃やすごみの減量化についてです。

現在、新型コロナウイルスが世界的流行になり、これを乗り越えてかつての日常を取り戻すための取組が、地球的規模で行われています。

その陰になって、意識の片隅に追いやられているような状況にありながら、しかし確実に進行しているのが、地球の温暖化です。このままの上昇が続けば、二、三十年後には、どんなに努力しても破壊的な温度上昇を食い止めることができない状況になると言われています。今に生きる私たちが真剣に考え、でき得る対策を進めなければ、未来に生きようとする人々、全ての生き物たちに対して申し開きが立たないことを自覚したいと思います。

そんなことにつながっているのだと感じながら、極めて日常的な燃やすごみの問題、二酸化炭素をできるだけ抑え込もうとする問題について、考えていきたいと思います。

1点目に、生ごみの回収、堆肥化を一部地域で町は実施していますが、その成果を伺います。

2点目に、生ごみの回収、堆肥化を実施していない地域では、生ごみの処理はどうなっているか伺います。

3点目に、プラスチック、ビニール類を資源ごみとして取り扱う考えがあるか伺います。

以上、お願いします。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） 燃やすごみの減量化についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、生ごみの回収、堆肥化の成果についてでございますが、生ごみ堆肥化事業につきましては、実証実験を経て、平成29年度から本格稼働しまして、現在、馬頭地区、小

川地区の市街地を中心に、11行政区、120か所のごみステーションに165個のポリバケツを設置し、各地区で週2回の回収を実施しております。

令和2年度の成果につきましては、211トンの生ごみを回収しまして、ごみの減量化が図られました。また、その堆肥化により製造された肥料を年2回に分けて、事業に協力していただいた家庭のほか、町民に対しまして無償配布をしております。また、その一部については、なかがわちよい足し肥料として、土の恵みとして、道の駅ばとうで販売をしております。

次に、2点目、実施していない地域での生ごみの処理についてですが、現在、生ごみ堆肥化事業は、市街地を中心に、馬頭地区は新町、室町、南町、田町、小川地区は第2区から第5区の行政区で実施をしておりますので、それ以外の地区が対象外地区となります。

これらの実施していない地域における生ごみの処理は、各家庭において、燃やすごみとして出しているほか、農地などに肥料用として還元するなど、自家処理をいただいているところであります。

次に、3点目、プラスチック、ビニール類を資源ごみとして扱う考えはあるかについてですが、現在、町では、資源ごみにつきましては、瓶類3種、缶類2種、ペットボトル、紙類3種、生ごみの計10種類を分別回収をしております。そのうち、プラスチックにつきましては、ペットボトルを分別回収をしております。

議員質問のプラスチック類は、食品トレーやレジ袋、ストロー、スプーンなどのプラスチック製容器包装も含まれ、それらのプラスチック類のごみは広範囲にわたります。このため、南那須地区広域行政事務組合の保健衛生センターでは、資源ごみとしてのプラスチックごみの分類回収をしているのはペットボトルのみであり、そのほかのプラスチック類のごみの持ち込みには対応しておりません。

町としましては、現在、国におきまして、プラスチックごみのリサイクル強化や排出削減に向けた関係法令の法整備が進められておりますので、それらの施策の動向を注視しながら、プラスチック類の分別収集について検討してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 1点目についての再質問です。

生ごみの回収を行っている地域は、町全体の何%ぐらいですか。また、それを未実施地域に今後広げる考えはありますか。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） 生ごみの堆肥化事業の実施地区でございますが、那珂川町は全体で1,345世帯が加入をしております。町全体の約20%の参加率でございます。

それと、生ごみの地区、範囲を広げるという話でございますが、現在、市街地を中心に回収しておりますが、収集運搬の費用とか堆肥化施設の規模などもございますので、対象地域の拡大につきましては、今後も検討してまいります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 私は、町が行っていることは、循環型社会を目指す上で優れた取組だと思っています。ぜひ、まだ実施していない自治体に広げて行ってほしいものだと思いますが、広域のパートナーである那須烏山市では、生ごみの回収、堆肥化はやっていないと聞いています。町のほうから実施を呼びかける考えはありますか。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） 那須烏山市との生ごみ堆肥化事業ということで、現在、広域行政におきまして、那珂川町、那須烏山市のごみ処理を共同処理で行っておりますが、ごみの減量化という観点で、那珂川町の堆肥化事業の情報が提供できればと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 2点目についての再質問です。

生ごみは、堆肥化している地域を除いては、燃えるごみという中に書かれています。ですが、生ごみを燃やしてしまうのは、私はすごくもったいないというふうに思っています。生ごみや雑草などを入れておくと堆肥になっていくコンポストというものがあります。聞いたところによると、馬頭、小川時代に、購入に対して補助金を出したことがあるというような話を聞いたことがあるんですが、そういう事実はありますか。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） コンポストの補助でございますが、コンポスト自体の補助については把握はしていませんが、機械式生ごみ処理機設置の補助金というのを旧馬頭町、旧小川町で13年、15年度から補助金要綱が制定されておりますので、予算化はされてお

ました。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 生ごみの回収が難しい地域もあると思います。そして、生ごみの回収をしなくても、それぞれの家庭で処理できるというところもあると思います。町が生ごみの回収、堆肥化をする代わりに、各戸で処分をお願いするということになりますので、コンポスト購入に対しては、補助金を出してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） コンポストの補助金でございますが、現在、那珂川町では、機械式生ごみ処理機につきまして設置補助金を予算化もしております、この補助金で対応したいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 今、課長が言われたのは、単なるコンポストではなくて、もっと早く堆肥化できる、そういうものだというふうに思うんですけども、できれば普通家庭にある普通のコンポスト、これに対しても補助金を出してほしいというふうに思います。

これが徹底されれば、ごみの総量はかなり減らせると思います。長い目で見れば、ごみ焼却にかかる費用も減ることにつながります。ぜひ、前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） コンポストの補助に関しましては、コンポスト自体が多分箱型の安いものだと思うんですね。機械式の高価なものに補助金を出したいと思いますが、コンポストについても検討したいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） よろしく申し上げます。

3点目の再質問です。

日本政府も遅まきながら「2050年には温室効果ガスをゼロにする」と宣言し、脱炭素に向けて動き始めました。今国会には、先ほど課長のほうからも話があったと思いますが、プラスチック製品、様々な容器、それから包装プラごみ、おもちゃ、食器、日用品等、たくさんありますけれども、それらプラスチックを資源として市町村が一括回収する仕組みをつくるなどとするプラスチック資源循環促進法が、今国会に提出されています。

町は現在、プラスチック類は燃やすごみとして集め、結果として、温暖化の原因である二酸化炭素を放出しています。県内の自治体で、プラスチックを燃やすごみに入れていないところはありますか。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） 先ほどのプラスチックごみの資源化でございますが、ちょっと資料はないんですけれども、宇都宮市、あと鹿沼市、小山市でプラスチックの分別をしまして、資源化を行っているのは聞いたことがあります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 先進的などと言っていいのかどうか分かりませんが、プラスチックを燃やさない、そういう処理の仕方をしているところがあるわけですね。なるべく早急に、プラスチック類を燃やすごみから資源に変える努力をしていただきたいと思います。

なお、町が出しているごみの分け方には、燃やすごみの中に貝殻や食用油など、有用なものに簡単に変えられるものもあります。それらについても、燃やすごみはなるべく減らすという積極的な努力をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） 那珂川町としましても、ごみの減量化というのは大変な問題でございますので、広域行政、那須烏山市とも協議を重ねまして、ごみの減量化に向けて検討してまいります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 燃やすごみを減らすには、根本的にはごみになるものをつくらぬことです。そのことを国や企業に要求しつつ、各自治体独自の取組を進めることが重要と考え

ます。

ごみは燃やすのが当たり前というのは、世界的な常識ではありません。全国の広域組合の中には、徹底した分別、リサイクルで、焼却処分をせずに僅かな埋立てだけで済ませているところもあります。那珂川町でも、できるところからよい方向に変えていこうではありませんか。

2項目めの質問に移ります。

町民の大切な財産である旧小川庁舎跡地を町は積水ハウスに子育て支援住宅用地として無償で、つまりただで貸し付け、その上、管理運営費として年間約3,000万円を30年間払うという契約を結びました。入居者の賃料は町の収入になりますが、満室であっても年間約1,300万円の収入、そうすると差引き年間約1,700万円の持ち出しになり、入居者が減れば、それがさらに増えることになります。

町民の貴重な財産を企業の利益のために使わせることは、地方自治法238条の4、行政財産の管理及び処分が禁止しています。これに抵触するのではないか。私は、当初そのことを理解せず、当局の提案に賛成してしまいましたが、大いに反省し、二度とこういう過ちをしないようにするためにも、執行部の施策を厳しくチェックすべき議員として、事実を明らかにする責任があると思っています。

そこで、まず3点伺います。

1点目は、昨年12月議会での答弁が、翌日に全く180度変えた訂正が行われるという、驚くべきことがありました。私は、3月議会で、質問書に誰の指示で訂正が行われたかを尋ねましたが、明確な答えはありませんでした。

そこで伺います。昨年12月2日の答弁、つまり「積水への子育て支援住宅用地の貸出しは、自治法238条の4には該当しないので」という三度にわたる答弁が間違いだったと、町長が気づいたのはいつの時点であったのか、明確にお答えください。

2点目に、3月議会で町長は、「法律の解釈は議会の質問になじまない」と答弁しましたが、法律に照らして正しいか正しくないか論じることが、なぜ議会質問としてなじまないのか、その根拠を伺いたいと思います。

3点目に、これも3月議会で、私の「行政財産を民間にただで貸すことができるというなら、馬頭にある旧庁舎跡地も民間に無償で貸すことができると考えているのか」という質問に対して、町長は「一概には言えない」と否定しませんでした。ならば、どういう場合だったら、民間にただで貸すことができると考えているのか伺います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 行政財産の民間への無償貸付けについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、昨年12月定例会での答弁を次の日に訂正したが、間違いと気づいたのはいつかについてですが、3月定例会で川俣議員のご質問にお答えしたとおり、12月2日でございます。

次に、2点目、「法律の解釈は議会の一般質問になじまない」との発言についてですが、この発言は、3月定例会で川俣議員から「行政財産である旧小川庁舎跡地が無償で貸付けできるなら、法的には旧馬頭庁舎跡地も同様に貸付けできるのではないか」との質問からのやり取りで発言したことであります。

通告いただいた一般質問の趣旨が、旧小川庁舎跡地の無償貸付け事案でありましたから、旧馬頭庁舎跡地を引き合いに出すのは、あの場ではなじまない、そういう意味でお答えしたものであります。

次に、3点目、旧庁舎跡地の民間への無償貸付けについてですが、旧本庁舎跡地については、利活用の目的もまだ決まっておらず、未定であります。今後、利活用の目的が決まれば、具体的な利活用方法やスケジュールなどの事業計画を立て、事務手続を進めていくこととなります。そして、これら検討する際には、議会にもご相談させていただきながら進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 12月2日の答弁を次の日に訂正したということなのですが、間違いに気づいたのは、12月2日の答弁の後という答えでした。それは、間違いに気づいたのはその時点だということですね。

それでは、再質問をします。

行政財産である小川役場跡地を子育て支援住宅用地として積水にただで貸し付けることが、自治法238条に該当するとの見解を執行部が最初に判断したのはいつですか。自治法に該当するとの見解を執行部が最初に判断したのはいつか、聞きます。

三択で聞きます。

1つは、貸出しの議決を議会に求めた一昨年5月以前からそういう見解だったか。

2つ目、一昨年5月から昨年12月2日までの間だったのか。

3つ目、12月2日の質疑、答弁の後だったのか。

238条に該当するとの見解を最初に判断したのはいつか、お答えください。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ただいまのご質問でございますが、三択と言われましても、手元に資料がございませんので、この場ではお答えすることはできません。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） それでは、質問を変えます。

238条の4に該当するとの確信を持ったのは、12月2日の質疑、答弁の後でしょうか。それ以前でしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） これについては、なかなか明確にお答えするのは難しいかと思うんですけれども、実をいいますと、行政財産としての活用については、前年度、前々年度ですか、子育て支援住宅を建設、計画を立てる際に、まず行政財産をそういうことに活用できるかというところを検討した上で、基本の計画を立て、それについて無償で貸付けできるかどうか、これはまさに地方自治法の96条になりますので、議会にお諮りしたのは、行政財産を無償で貸し付けることができるかというところでの議決でございましたので、昨年12月の議会以前は、実をいいますとこの238条について、明確に該当する、該当しないという、恐らくお答えもしていませんし、逆にいうと、その議論もなかったかと思えます。

繰り返しになりますけれども、一昨年度、まさに子育て支援住宅の事業計画を立てる際に、基本計画を執行部で立てまして、その経過等について、常任委員会なり議会のほうの全協とかにお諮りして、この目的で子育て支援住宅として使うこと問題ないかという、問題ないかじゃなくて、使うことを目的として基本計画を立て、それについてご議論もいただき、その上で行政財産をそういう目的で使うことは問題ないだろうというところを確認した上で、無償で貸付けについて、その部分について議会にお諮りし、議員の皆様のご承認をいただいたという過程でございますので、238条をしっかりと、そのどうクリアできていたかというのは、恐らく当初はその基本計画を立てる際には、その議論、執行部の中ではあったかと思うんですが、その後、その共通認識が、町で238条、これをクリアしていないと行政財産

の貸付けについてはできないという認識については、12月2日の答弁の際に改めて認識したということになります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） すみませんけれども、答弁はなるべく簡潔に行っていただきたいと思っています。

貸出しの議決を議会に求めたのは、一昨年5月です。そのときの提案では、238条に該当すると執行部は判断したとも、議会では238条に該当するかしらないか、十分に論議してほしいともありませんでした。それは事実だと思います。

昨年12月2日までは、つまり238条には該当しないという判断で、96条による議決を議会に諮ったというのが、町執行部の判断だったんですね。それでいいですね。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） 先ほども申しあげましたように、そもそもその238条が、この件について議決する際に、そこを含めて議決をいただくものという認識はなかったものですから、逆にいうと、議決に際して、その238条、これは当然クリアされているものという前提でどうか、議決には関係しない条項だという認識の下に、238条に該当しないというお答えをしてしまったものですから、それはきっと川俣議員のご質問の趣旨からすると、そもそも238条というのはクリアしなくちゃいけないんでしょうというところを質問されたわけで、そこに対して「該当しない」という答で、答弁で説明したものですから、それを再度、238条はクリアした上で、96条の議決をいただいたというところを内部で再確認をしたということでございます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 自治法の237条、ちょっと取り上げます。

237条には、「238条の4の規定の適用がある場合を除き、」その場合を除き、該当するという場合を除いて、地方自治法の財産は、「議会の議決による場合でなければ、これを貸し付けてはならない」となっています。

238条に該当しない場合に議会の議決が必要で、逆に238条に該当するなら、議会の議決は要らないことになります。そうですね。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） 238条については、相当の対価をなくして貸し出すことはできないという条文かと思うんですけども、237条については、238条に該当しないというか、判断できない場合、その場合は議決をもって貸出しすることができるというものの条文かと思えます。

町としては、その238条、この各項の中で該当するという前提というかそういう判断の下に、まず行政財産の目的としてその事業が該当するという位置づけの上で、無償貸付けできるかどうかというところを96条、これがまさに対価なくしてという部分がなかなか判断し難い場合、そこは無償といった場合に、相当の対価なくしてというところをどう読み込めるといふ中で、明らかに無償貸付けということになれば、96条に基づいて議会の議決を得るといふ、そういう流れになってきますので、そういう意味でいうと、238条をクリアした上で96条の議会の議決を得るといふ、そういう流れになるかと思えます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 今、副町長が言われたように、237条には、例外的に貸出し、貸付けできる場合であっても、適正な対価、つまり報酬、価格と言ってもいいです、適正な対価なくして貸し付けることはできないと規定されています。ただ貸しはできないと書かれています。この条文、執行部はもちろん理解していたと思います。238条に該当するなら議会の議決は必要ないが、238条には該当しない、その場合には議会の議決が必要だと、そう判断したので、96条による議決を求めた。そう思います。

96条は、この町の条例はありませんけれども、条例がない場合に、那珂川町が貸付けが法的に正しいかどうかを判断するものではなくて、貸し付けるためには議会の議決が必要だといふ、いわば手続法です。

つまり執行部は、12月2日の議会答弁まで、行政財産の貸付けについての要、中心となる238条には該当しないと一貫して解釈していたと。しかし、副町長が先ほども言ったように、238条に該当しないということでは、貸付けそのものが間違いなのではないかと指摘され続けます。それではまずいと何人かで判断し、それまでの解釈を、前日までの解釈を180度変えて、238条に該当すると訂正した、それが本当のところではないでしょうか。どうですか。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） それの本当のところと聞かれますと、先ほども申し上げましたよう

に、そもそも行政財産を貸し出すことについては、まさに行政財産の使用目的として妥当だという下に基本計画を立てて、その上で、無償で貸し付ける部分については、いずれにしても先ほど川俣議員言われましたように、条例で設定もされていませんので、そこは96条で読み込んで判断したと。

そういう過程で238条に該当しないという説明が、関係ないという形で答弁してしまったものですから、そこはしっかり訂正して、238条はクリアした上で、無償貸付けについて、96条の議決をいただいたと。これについては、各議員の皆様にも議決いただいたものですので、誤りは誤りとして、きちんと執行部としても答える必要がありましたので、タイミング的にどうかというのはあるんですけども、そこをしっかりと説明する必要があるということで、12月2日、答弁の訂正をさせていただいたということでございます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 何かよく分からないので、こちらのほうで問題を整理したいと思います。

町は、旧小川役場跡地が行政財産であるとは認めています。いいですね。

行政財産とは何か、自治法238条に規定されています。3項目めには、「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。」とあり、4項目めには、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、」と書かれています。分かりやすく言えば、行政財産は公共用に使うものだと書かれています。行政財産である土地は、町民みんなが使えるものに提供しなさいということです。238条については、こういう書かれ方をしています。

ところで、子育て支援住宅はみんなが使用できるものではありません。これは認めていただきたいと思います。子育て支援住宅が、町民全体の利益に供する建物であるとの判断、町はそういう判断をしていると思いますが、これは法の禁ずる拡大解釈そのものです。この点で既に、行政財産の土地には、一部の町民しか使用できない子育て支援住宅というものは建てられないことがはっきりします。

さらに自治法238条の4には、行政財産の貸付けは極めて限定的だとした上で、「行政財産は、用途又は目的を妨げない限度において」、そして、「土地の供用の目的を効果的に達成する」と思われる場合、特例的に貸し付けることができるとし、これに違反する行為は無効と書かれています。

言い方を替えれば、町民みんなが使えるものをつくるということでなければ、その土地を貸すことはできないということです。行政財産の供用の目的から外れての貸出しは無効なのです。行政財産である土地には、町民みんなが使えるものしか建てられない、町民みんなの利益になる建物を建てる場合にのみ貸し付けることができる。もし、それらの条件をクリアしたとしても、貸付けには適正な対価が必要だと書かれています。

地方自治法を何度読んでも、子育て支援住宅用地の貸付けは違反です。しかも、ただで貸付け、その上、30年間で少なくとも5億円以上もの管理運営費を町の財政から持ち出すのは、幾重にも及ぶ町民に対する背信行為と言わなければなりません。

時間がなくなってきました。途中飛ばします。

子育て支援住宅用地の貸付け問題は、「子育て」の言葉がつくなら政策を進めても大丈夫という自己暗示に基づき、賃料なしの賃貸借契約という、法令上存在しない契約の締結から始まり、それをこっそり使用貸借にする覚書を交わし、行政財産の目的、貸付けを厳密に規定している自治法238条には該当しないので、96条による議決で議会を通したとの主張。しかし、これでは乗り切れないと12月2日の議会の後、判断し、翌日に238条に該当していると訂正を行ったのではないのでしょうか。そうすると、先ほど指摘しましたが、そもそも96条での議決は要らなかったということになってしまいます。なぜこのようなつじつまが合わないことを繰り返すのでしょうか。

自治法238条は、自治体執行部による恣意的な運用を止めるための条文です。政策を考え実行する前に、法律をよく調べ、該当するかしらないか、十分に吟味することを要請しています。これがすっぱりと抜け、町民のためになると思う施策、勝手に思うかどうかそれは別に、町民のためになると思う施策を実行して何が悪いのかという思い上がりで、施策を進めてしまった結果ではないのでしょうか。

こういう過ちを二度と起こさないためにも、町執行部は何が原因だったのか、どうすべきだったのかを検証し、議会に示す必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木 繁君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） 今、川俣議員から違法という話が出ましたけれども、町としては、12月2日の時点で過去の経緯も判断して、238条にも該当しますし、96条、ここの議決もしっかりいただいているということで、違法性はありません。考えておりません。

なおかつ、ここの話が、何度か町民の方からも質問もあったり、自分もこの中に入ってやり取りをやっていたわけなんですけれども、そこが不十分だった部分かもしれません。そう

いう意味で、もし説明がこれで足りないということであれば、議会の別の場面、そういうところでしっかり再度説明したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 川俣議員、時間を超えていますので、終了をお願いします。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） はい。12月2日の答弁の後で、238条について詳しく、これでいいのかどうなのかということ考えたということをして今言われたと思います。最初から、この238条という肝腎要のところを、どうなのかということをしつかりと論議してこなかった、確認してこなかったことが、この間違いの……

○議長（鈴木 繁君） 川俣議員、質問を終了してください。

○3番（川俣義雅君） はい。原因だと思います。

真摯に反省することを求めて、私の質問を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 3番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願ひます。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時52分